○農林水産省告示第千九百八十三号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第八十条の規定に基づき、令和二年農林水産省告示第二千二百三十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限は、次のとおりとする。 1　次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。ただし、北緯二十度以南、南緯二十度以北の海域において、さめ以外の魚種をとることを目的とする場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 一　ワイヤー製の枝縄及びはりすを所持しないこと。 二　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。 2　隣接する浮玉間の鈎の数が五以下である場合には、次の各号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 一　ねむり鈎 二　餌魚 3　前項第一号に掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形であって、鈎先が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。 4・5　（略）	漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限は、次のとおりとする。 1　次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。 一　ワイヤー製の枝縄及びはりすを所持しないこと。 二　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。 2　隣接する浮玉間の鈎の数が五以下である場合には、次の各号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 一　ねむり鈎 二　餌魚 3　前項第二号に掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形であって、鈎先が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。 4・5　（略）

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○経済産業省告示第百八十五号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第四項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準 Ⅰ－1　全ての事業者が取り組むべき事項 （略） (1)　取組方針の策定 事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあっては中長期的	Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準 Ⅰ－1　全ての事業者が取り組むべき事項 （略） (1)　取組方針の策定 事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあっては中長期的